平成２６年（フ）第１７１号
群馬県伊勢崎市赤堀今井町１丁目618番地81
債務者　河口　理予
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７２号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字大笹159番地の３
債務者　丸田　達郎
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２４号
群馬県高崎市昭和町142番地　グリーンハイツ103号
債務者　石井　裕明
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１３８号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木1845番地15
債務者　新井　憲二
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１５９号
埼玉県大里郡寄居町大字保田原454番地３
債務者　遠藤　保江
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３６１号
千葉市花見川区花園５丁目12番２号　オオキハイツ201号
債務者　平谷　圭司
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４４３号
千葉市中央区末広２丁目８番６号　デュアル１番館201号
債務者　高橋　孝洋
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４４４号
千葉市中央区末広２丁目８番６号　デュアル１番館201号
債務者　高橋　和江
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１９３号
神奈川県平塚市纏618番地の９　松延ハイツＡ201号、前住所神奈川県茅ヶ崎市萩園3143番地２　ハイブリッジ湘南Ⅱ202
債務者　及川　順
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２１２号
神奈川県厚木市旭町５丁目34番11号　パラシオン芦川Ａ―103
債務者　真鍋　正
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２３４号
神奈川県伊勢原市田中991番地　ハイムカタマチ２―105号
債務者　山内　博
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４７号
三重県松阪市駅部田町1010番地１　コーポブライト201号
債務者　中山　幹夫
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第５２号
三重県松阪市丹生寺町432番地１
債務者　奥村　光博
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第５３号
三重県松阪市垣鼻町1764番地４　アップランドハイツ206
債務者　上嶋　香
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第５４号
三重県松阪市垣鼻町1764番地４　アップランドハイツ206
債務者　上嶋　美恵
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第５７８号
京都市西京区桂畑ケ田町240番地　コンフィアンサ桂205号
債務者　安達　亮祐
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６００号
京都府宇治市小倉町南堀池85番地の220
債務者　石原　京子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係